

## 安曇漁業協同組合 内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、この組合が免許を受けた、内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（うぐい・かじか・にじます・やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁料の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行うものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を納入しなければならない。

### (漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具漁法	ウ. 統数又は規模
うぐい かじか にじます やまめ いわな	竿 釣	一人1本

### (遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア. 魚 種	イ. 期 間
うぐい・にじます やまめ・いわな	2月16日より9月30日まで
かじか	5月16日より9月30日まで

### (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 期 間
(1) 梓川の松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間。	(周 年)
(2) 梓川の松本市安曇東京電力稲核ダム下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間。	
(3) 梓川の松本市安曇昭和電工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間。	
(4) 梓川の松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域。	
(5) 梓川の松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間。	
(6) 梓川の松本市安曇梓川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間。	

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 大 き さ
うぐい	10センチメートル
にじます	15センチメートル
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	承認期間	遊漁料
うぐい・かじか	1 日	1,050円
にじます・やまめ・いわな	1 年	4,200円

(2) 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身体障害者	無 料

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 松本市安曇 安曇漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第3号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第4号による漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1. この規則は、令和6年（2024年）1月1日から施行する。

（行政庁の認可日：令和5年（2023年）12月1日）

(様式第1号)

遊 漁 承 認 証 (日釣遊漁券)  
(表) (裏)

日 釣 遊 漁 承 認 証	
No. _____	
下記のとおり遊漁を承認します。	
住 所	
氏 名	
年 齢	才
漁具漁法	竿 釣
対象魚種	うぐい・かじか・にじます・ やまめ・いわな
承認日	令和 年 月 日
遊 漁 料	1, 0 5 0 円
遊漁区域	指定区域内
発行年月日 令和 年 月 日	
発行者 安曇漁業協同組合 (島・稲・沢・大・黒・寄・外)	
取扱者 (印)	

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければならない。	
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。	
3. 本券は1日限りとし、日付、取扱者印の無い券は無効である。	
4. 禁漁区域と梓川3ダム内では遊漁してはいけない。また体長15cm以下のいわな、ます類は採捕してはならない。	
5. 遊漁者は、遊漁するときは他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。	
6. 遊漁承認証を携帯しないで遊漁を行えば漁場監視員は遊漁料に現場付加金を加算した額を徴収する。	

(様式第2号)

遊 漁 承 認 証 (現場 日釣遊漁券)  
(表) (裏)

現 場 日 釣 遊 漁 承 認 証	
No. _____	
下記のとおり遊漁を承認します。	
住 所	
氏 名	
年 齢	才
漁具漁法	竿 釣
対象魚種	うぐい・かじか・にじます・ やまめ・いわな
承認日	令和 年 月 日
遊 漁 料	2, 0 5 0 円 (うち現場付加金 1, 0 0 0 円)
遊漁区域	指定区域内
発行年月日 令和 年 月 日	
発行者 安曇漁業協同組合 (島・稲・沢・大・黒・寄・外)	
取扱者 (印)	

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければならない。	
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。	
3. 本券は1日限りとし、日付、取扱者印の無い券は無効である。	
4. 禁漁区域と梓川3ダム内では遊漁してはいけない。また体長15cm以下のいわな、ます類は採捕してはならない。	
5. 遊漁者は、遊漁するときは他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。	
6. 遊漁承認証を携帯しないで遊漁を行えば漁場監視員は遊漁料に現場付加金を加算した額を徴収する。	

(様式第3号)

遊 漁 承 認 証 (年釣遊漁券)  
(表)

年 釣 遊 漁 承 認 証	
No. _____	
下記のとおり遊漁を承認します。	
住 所	
氏 名	
年 齢	才
漁具漁法	竿 釣
対象魚種	うぐい・かじか・にじます・ やまめ・いわな
承認期間	令和 年 2月16日から 同 年 9月30日まで
遊 漁 料	4, 200円
遊漁区域	指定区域内
発行年月日	令和 年 月 日
発行者	安曇漁業協同組合 (島・稲・沢・大・黒・寄・外)
取扱者	⑩

(裏)

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければならない。
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
3. 本券は1年限りとし、日付、取扱者印の無い券は無効である。
4. 禁漁区域と梓川3ダム内では遊漁してはいけない。また体長15cm以下のいわな、ます類は採捕してはならない。
5. 遊漁者は、遊漁するときは他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
6. 遊漁承認証を携帯しないで遊漁を行えば漁場監視員は遊漁料に現場付加金を加算した額を徴収する。

(様式第4号)

漁 場 監 視 員 証  
(表)

No. _____	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
支部名	
氏 名	
委嘱期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
安曇漁業協同組合	

(裏)

留 意 事 項

1. 監視員は随時管理区域内を巡視して、組合員及び遊漁者に対し漁業法規の周知を行うと共に、河川環境と水質浄化、水産資源の保護育成と漁場秩序の確立に努める事。
2. 監視員は漁場を巡視する時は、必ず監視員証を携帯すると共に、監視員腕章を着用する事。
3. 監視員は監視を実施した場合は、その都度所属支部若しくは組合に報告する事。
4. 遊漁者に対しては、丁寧な対応と指導に努める事。